特定一般教育訓練給付金について

信州大学 GX ベーシックコース

特定一般教育訓練給付金のご案内

信州大学 GX ベーシックコースは、厚生労働大臣より「特定一般教育訓練指定講座」の指定を受けています。一定の要件を満たす方が本コースを受講・修了し、ご自身でハローワークに申請することにより、教育訓練経費の一部が支給されます。

受講料（税込）	基本給付 40%	条件達成時の追加給付 10%	最大給付時の実質負担額
70,000 円	28,000 円	7,000 円	35,000 円

※給付額は受講料 70,000 円が給付対象経費と認められ、各支給要件を満たす場合の試算です。追加給付には資格取得等・雇用保険の被保険者としての雇用等、所定の条件があります。

※「炭素会計アドバイザー資格 3 級」受験用講習費 6,380 円（税込）は上表に含みません。給付対象経費の範囲や受給資格・支給額はハローワークへご確認ください。

教育訓練給付金の申請手続き

1．手続き・受給資格の確認　給付金の利用を希望される方は、必ずご自身の住所を管轄するハローワークへ事前にお問い合わせください。受給資格、必要書類、申請方法・期限等はご本人でご確認・お手続きください。

2．受講前の手続き　特定一般教育訓練給付金では、原則として受講開始日の２週間前までに、訓練前キャリアコンサルティング等を経て受給資格確認の手続きが必要です。申込時期によっては期限に間に合わない場合がありますので、早めにハローワークへご相談ください。

3．修了後の手続き　受講修了日の翌日から原則１か月以内に、ご本人がハローワークで支給申請を行います。

4．大学が発行する証明書について　給付金申請用の「教育訓練修了証明書」は、本学が交付する「履修証明書」とは別の書類です。大学による証明が必要な方は、ハローワークで案内された所定の様式を受講者ご本人またはハローワークから本学事務局へお送りいただき、発行をお申し出ください。

※給付金申請用証明書は、申出のあった方に対して修了要件の確認後に発行します。一律の発行・送付は行いません。申請期限に余裕をもってご依頼ください。

※受講料の領収書は、講座販売 EC サイト「SHIN-LEARN」より各自で発行できます。

ハローワークでの確認・手続きに必要な講座情報

指定番号	2022005-2620013-0
教育訓練施設の名称（登録上）	国立大学法人信州大学　学術研究・産学官連携推進機構
教育訓練講座名	信州大学 GX ベーシックコース
受講期間	2026 年 12 月 1 日 ～ 2027 年 6 月 30 日
実施方法・訓練時間	e-Learning（一部オンライン・対面）／計 67 時間
修了要件	所定の 67 時間の履修、課題提出等（詳細は募集要項参照）

※教育訓練施設名は 2026 年 11 月時点の登録名称です。登録情報は変更される場合がありますので、手続き時には最新情報をハローワークへご確認ください。

制度に関する詳細・お問い合わせ先

制度・受給資格・申請方法について：厚生労働省ウェブサイト、またはお住まいを管轄するハローワークにご確認ください。

厚生労働省「教育訓練給付金」：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

講座内容・本学発行書類について：信州大学 リカレント学習プログラム推進本部 事務局

TEL：0263-37-2428　　E-mail：s_reskilling@shinshu-u.ac.jp

受付：平日 8:30～17:00（土日祝日、大学の夏季・年末年始一斉休業期間を除く）

講座 HP：https://www.shinshu-u.ac.jp/education/recurrent/